

ISS Discussion Paper Series J-177

戦前期日本における大衆資金と地域経済
—産業組合と大蔵省預金部を通じた少額金融制度に関する考察—

2009年9月

J-177

田中 光

(東京大学大学院経済学研究科博士課程)

hikaru_tanaka@hotmail.com

戦前期日本における大衆資金と地域経済

一 産業組合と大蔵省預金部を通じた少額金融制度に関する考察

田中 光¹

1 はじめに

1-1 問題意識

1900年に制定された産業組合法に基づく産業組合と、1909年から正式に開始された大蔵省預金部資金の地方還流政策は、どちらも個人の零細貯蓄を原資とするものでありながら、巨大な金額を扱う全国的な規模のものに発展した。それは、20世紀転換点前後に生じた日本全体の貯蓄性向の転換をふまえ²、個人少額貯蓄をはじめとした大衆資金と呼ぶべき資金が戦前期の日本経済の中で形成され、社会的・経済的に大きな機能を持ちはじめた事を意味していた。

地元の構成員によって捻出された自己資本と預金を、貸付金として同じく現地の構成員に融通する産業組合は、地域経済の発展に寄与するために創設された制度として、戦前から地域経済の中でその役目を果していった。一方、郵便貯金をその主な原資とする大蔵省預金部の資金は、1909年以降各県ごとにその地域での郵便貯金増加分に見合った額を、地方資金として還流融資する事を開始した。産業組合や預金部資金の母体である郵便貯金といった制度が地域社会、地元経済と密着したものであった事をふまえると、これらの制度が取り扱う資金額の順調な発展は、地域経済の発展と密接な関係を持つものであったと言える事ができる。地域社会で形成された少額貯蓄と集積された少額資本は、地域社会内で循環し利用され、自立的な地域経済の発展を促進したのである。

他のアジア諸国に先駆け第二次世界大戦以前に産業革命を達成し、その後も順調な経済発展を続けた日本において、その成長は近代産業の大企業だけでなく、農業部門や様々な在来産業の中小企業の成長によって多くを支えられていた³。産業革命の達成とその後の持続的な経済発展の条件を問うならば、我々は、その前面に立つ機械化され近代化された大企業や政府の影響だけでなく、その後背に立ちながらもその社会・経済のほとんどを支える地域経済と、そこに生きる人々の社会関係について考えねばならないのである。

資本形成と投資の流れ、人的資本の蓄積、技術革新、交通や通信など各種インフラストラクチャーの充実など、順調な工業化の為に必要だと考えられている多様な条件⁴の内、日

¹ 東京大学大学院経済学研究科博士課程

² 拙稿「明治期郵便貯金制度の歴史的展開－大衆資金動員システム形成に関する試論－」（東京大学社会科学研究所ディスカッションペーパーJ-170、2008年）を参照。

³ 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971年。

⁴ 速水佑次郎『開発経済学』創文社、2000年。ロバート・M・ソロー、福岡正夫訳『成長理論 第二版』岩波書店、2000年。Amartya Sen, *Development as Freedom*, Alfred A. Knopf, 1999.

本における資本形成に関しては、しばしばテイクオフ仮説⁵の証左とされる貯蓄率の上昇が、広範な社会変化の中、全国的な大衆資金の動員を伴う形で 20 世紀初頭を実現していった事は既に指摘した⁶。だが形成された資金がいかにかに用いられたのか、都市部に一極集中した成長ではなく地域経済をも含んだ全国的な経済成長はどのようにもたらされたのか、それについては検討して来なかった。

産業組合と大蔵省預金部、およびその間に入る勸業銀行・農工銀行から形成される一連の金融システムは、その資金原資から見れば大衆資金そのものである。形成された資本とその投資先という資金循環の仕組みと性質を考察するにあたって、もっとも最適な分析対象であると言える。また、大蔵省預金部資金と現地の産業組合とを繋ぐ組織である勸銀や各県農工銀の存在は、単に零細資金を集中したという点からだけでなく、災害時や恐慌時などにとりわけ目立って実施されたその融資の性格からも、しばしば生産者が直面した市場条件の変動に対する緩衝材としても、重要な役割を果たしたと考えられるのである。

従来このような少額金融の金融ルートは、金融史においては石井寛治等が指摘した日本銀行を頂点とした政府による大規模な金融ルートや、大企業の株式などの大資本の重要性を重要視する立場に紛れて、あまり重要視されてこなかった⁷。寺西重朗が提示した明治大正経済システムの枠組では、20 世紀転換期以降の日本において、生産部門における民間資本の活用が目覚ましい事が指摘されており、日本経済の構造を理解する上で中間的な位置を占める地主・商人などの働きがいかにかに重要であったかが示されているが、逆に言えばその視点はなお株式市場や地方名望家の働きに重点が置かれており、より零細な資金や事業についての具体的な分析には踏み込んでいない⁸。

また、斉藤仁等によって蓄積された勸銀や農工銀行などの特殊銀行に関する研究は、このような小規模金融が地方経済に重要な役割を果たした事を個別に指摘しているが⁹、制度的な研究が多く、具体的にその金融が生産現場とどのような関わりを持っていたのかに踏み込んだものは少ない。

人々の日々の生活の中から蓄積された少額の蓄えが金融的な資金源となった事は、20 世紀に入って日本で実現したある種の経済システムだった。それが日本経済全体の中でどのような意味を持っていたのか、どのように人々の生活に影響を及ぼしたのか。日本における工業化がどのようなものであったのかを理解するには、この大衆の零細資金の動きを、改めて具体的な例から検証し、位置づけ直す必要があると本稿は考えるのである。

そこで、本稿は大蔵省預金部資金と産業組合の活動を、まずその発展の全体像を統計データで概観し、その上で長野県の事例を中心に具体的に検討する事を目指す。たとえば 1903 年に長野県小県郡和村に設立された和産業組合は、地元地域社会の緊密な連携の中で誕生し、成長を遂げてきた。この産業組合に残る各資料を用いて、その活動の詳細を検証する。

⁵ ウォルト.W.ロストウ(木村健康他訳)『経済成長の諸段階:一つの非共産主義宣言』ダイヤモンド社、1961 年。

⁶ 拙稿「明治期郵便貯金制度の歴史的展開」

⁷ 山田盛太郎『日本資本主義分析』岩波文庫、1977 年、初版 1934 年。石井寛治『日本経済史 第二版』東京大学出版会、1991 年。

⁸ 寺西重朗『日本の経済システム』岩波書店、2003 年。

⁹ 斉藤仁、渡辺佐平他編『現代日本産業発達史 26 巻 銀行』、交詢社出版局、1966 年。

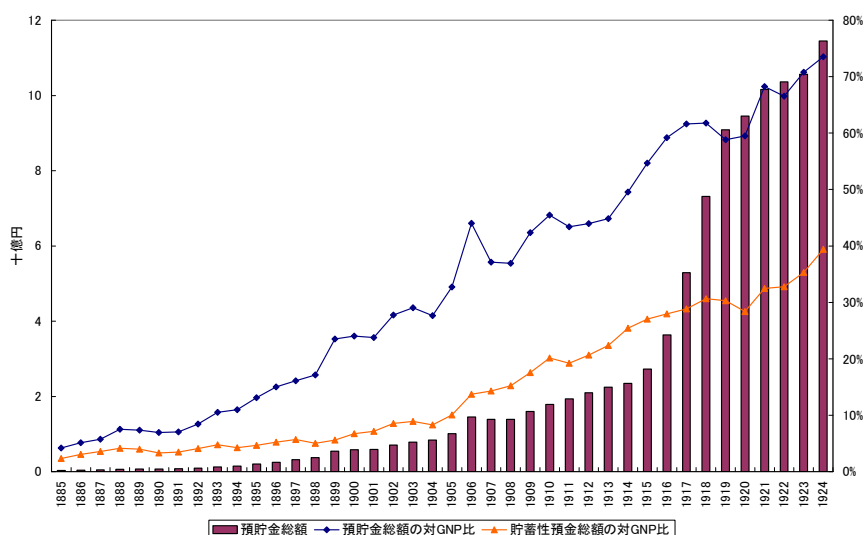
また、1914年に始まる第一次世界大戦の影響による開戦直後の全国的な輸出不振は、大蔵省預金部資金による大規模な救済融資政策を発動させた。重要輸出物品関連産業の救済を目指したこの融資は、長野県においてはどのように実施されたのか。『公文編冊 産業組合（時局救済ニ関スル書類）大正三年』『公文編冊 産業組合（低利資金関係書類）大正四年』（長野県作成、長野県立歴史館所蔵長野県宝）等の文書より、その実体の一端が明らかになる。

こうした資料から本稿は、産業組合という小規模な経営体の成長と共に、中央資金である大蔵省預金部資金の動向を明らかにする事によって、戦前期における一連の少額金融制度が、いかに地域社会と関係性を持ち、いかに日本経済の成長を地域経済の振興から支えたかを検証するものである。

1-2 全体の概観

まず、日本全体で預貯金がどのように増えたのかを概観する。（図1-1）

図 1-1 預貯金の拡大



預貯金総額＝定期性預金＋当座性預金（郵便貯金を含む）の残高

貯蓄性預金総額＝定期性預金＋郵便貯金の残高

資料) 江見康一他『長期経済統計5』、第4表、第18表。

大川一司他『長期経済統計1 国民所得』東洋経済新報社、1974年、第8表。

郵政省『郵政百年史資料30 卷郵政統計資料; 逓信局統計書 郵政百年史資料総目次』吉川弘文館、1971年、貯第5表。

このように、20世紀を迎えて以降、日本経済において預貯金はほぼ常に上昇傾向を有するようになった。統計的検定を行うと、1900年を境として家計貯蓄性向には変化が生じていると言することができる。テイクオフ仮説はこのように支持される。

郵便貯金の増加に関しては既に前述の拙稿で検討した¹⁰。ここでは、20世紀突入後のその順調な成長を指摘しておくに留める。それでは1900年になって法制度が制定された産業組合の場合、その預貯金だけでなく、その普及率はどのようになっていたのだろうか。(表1-1、2)

表1-1 産業組合数の趨勢

	産業組合 総数	内 単営+兼営* 信用組合数	単営+兼営 信用組合 対総数比(%)	市町村数	産業組合 普及率** (%)
1900	21	13	61.9	14 069	0.1
1901	263	191	72.6	—	1.9
1902	512	331	64.6	—	3.6
1903	870	549	63.1	—	6.2
1904	1 232	751	61.0	—	8.8
1905	1 671	986	59.0	13 437	12.4
1906	2 470	1 371	55.5	—	18.4
1907	3 363	1 915	56.9	—	25.0
1908	4 391	2 681	61.1	12 453	35.3
1909	5 690	3 823	67.2	12 395	45.9
1910	6 767	5 331	78.8	12 393	54.6
1911	8 067	6 566	81.4	12 388	65.1
1912	9 683	7 736	79.9	12 382	78.2
1913	10 455	8 530	81.6	12 354	84.6
1914	11 160	9 274	83.1	12 342	90.4
1915	11 509	9 738	84.6	12 329	93.3
1916	11 753	10 197	86.8	12 292	95.6
1917	12 025	10 490	87.2	12 276	98.0

*兼営信用組合＝信用販売・信用購買・信用生産・信用販売購買・信用販売生産・信用購買生産・信用購買販売生産組合の合計

**普及率＝信用組合数/市町村数 とした

出典) 農商務省『産業組合要覧』各年度版

表1-2 貯蓄および蓄積資金の増加

	産業組合 報告組合数*	払込済出資金 (千円) *	産業組合貯金 (千円) *	定期性銀行預金総額 (百万円)	郵便貯金総額 (百万円)

¹⁰拙稿「明治期郵便貯金制度の歴史的展開」

1903	404	862	203	207	33
1906	972	1 751	988	371	82
1909	2 634	4 456	4 376	530	133
1912	7 027	-	18 418	785	201
1915	9 040	27 802	29 599	1 109	241

*産業組合中、信用組合機能を有するものの内、農商務省に報告を行った組合についての合計。

出典) 総務庁統計局『日本長期統計総覧』第三巻、日本統計協会(1988)、表 11-12

郵政省『郵政百年史資料 30 巻 郵政統計資料; 逓信局統計書 郵政百年史資料総目次』吉川弘文館(1971)、貯第 5 表

江見康一他『長期経済統計 5 貯蓄と通貨』東洋経済新報社(1988)、第 4 表

産業組合はほとんどの場合、村や部落など各自治体かそれ以下の地域単位で設立された。したがって統計数値からもわかるように、第一次世界大戦が勃発する頃には既に、少額の融資を資産家でもない人々に対して行う産業組合という小規模金融機関は、全国各地に普及していた事がわかる。ありとあらゆる地方で、人々は少額金融を受ける機会を得ていたと言うことができるだろう。

なお、産業組合のばあいその預貯金のみならず資本金もまた、人々の零細貯蓄の集積体の一種と考える事ができる。そしてある家庭にとってその家に組合員がおり、払込出資金が存在しているとすれば、それはすなわち産業組合からの貸付金を得ることができるという事を意味していた。

以下ではこのような全体像をふまえ、全国的に広がった産業組合と郵便貯金の存在が、どのような制度によって運営され、どのような融資が行われたのかを、主に長野県内の具体例を中心に見ていく事とする。

2 各論

2-1 産業組合と地域社会・経済…長野県和村産業組合の事例

2-1-2 背景…幕末から明治前期における長野県の経済情勢

和村の事例に入る前に、まず近代初期における長野県の経済的動向、ひいては日本経済がどのような状態にあったのかを概観する。

幕末の開港以来、日本経済は海外市場、すなわち当時全世界的に統合されつつあった広大な世界市場と直接結びつき、影響を受けるようになった¹¹。日本が世界市場において競争力を持つ優勢な供給者となりえた商品は、開港直後には生糸・緑茶だった。明治に入り日本国内経済の開発が進むにつれ、石炭・銅・雑貨¹²なども輸出可能になり、やがて絹製品や綿製品といった工業化されたいわゆる近代製品にまで及んだ。こうした「在来産業」中心の成長に由来した輸出の成長は同時に国内消費の増加を伴い、内需による経済成長をも誘発した。主に近世期の先進農業地帯で開発された農業技術の全国的普及により、農業生産

¹¹杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』ミネルヴァ書房、1996年。

¹² マッチ、麦藁製品、陶磁器、ガラス製品、加工食品(寒天等)など。

性にも向上が見られた¹³。

明治期における高い人口上昇率と経済成長率はこのような、世界市場への拡大と国内市場の成長に牽引された、農業を含めた様々な産業の、比較的小規模な経営の成長によって多くを支えられていた。(表 2-1) 国内市場・輸出市場の発展は、1890年代までに終了した主要鉄道幹線の建設、私立銀行を含めた多数の銀行設立によって、輸送面・金融面での基礎を与えられていた。1900年には産業組合法が施行され、より小規模な経営の為の金融へ制度的に支援が行われるようになった。

表 2-1 輸出品の品目別構成 (%)

1900年の順位		1880	1890	1900	1910	1920
1	生糸	30.8	24.8	22.3	28.6	18.5
2	綿糸		0	10.2	10	7.4
3	石炭	3.9	8.6	10	3.6	2.2
4	絹織物	0.1	2.1	9.3	7.2	7.7
5	銅	1.5	9.6	6.4	4.6	0.2
6	緑茶	26.2	10.9	4	2.9	0.8
7	マッチ	1.3	2.7	2.9	2.3	1.4
8	綿織物	0.1	0.3	2.9	4.5	16.2
9	絹ハンカチーフ		4.5	2.2	1.1	0.4
10	麦稈真田		0.2	2	1.3	0.7
11	米・粳	0.8	2.4	1.7	1.3	0.3
12	電球		0.9	1.7	0.7	0.1
13	花筵		0.6	1.6	0.9	0.2
14	ガラス製品	1.9	2.4	1.6	1.7	2.6
15	樟脳	2.1	3.5	1.5	0.7	0.2
16	陶磁器	1.7	2.2	1.2	1.2	1.5
17	酒類	0	0.1	0.6	0.8	0.5
18	するめ	2.3	2.2	0.6	0.4	0.2
19	漆器	1.6	1	0.5	0.2	0.1
20	寒天	1	0.6	0.5	0.4	0.1
21	魚油・鯨油	0	0.1	0.5	0.4	0.1
22	洋傘	0	0.2	0.4	0.4	0.2
23	硫黄	0.1	0.5	0.3	0.3	0.1
24	椎茸	1.2	1	0.3	0.2	0.1
25	木ろう	0.9	0.5	0.3	0.2	0
26	鉄道枕木			0.3	0.6	0.2
27	ブラシ			0.2	0.4	0.4

¹³中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』岩波書店、1971年。

28	缶詰・瓶詰	0	0	0.2	0.4	0.4
29	綿タオル			0.2	0.4	0.2
30	ボタン類			0.2	0.3	0.5

出典) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』38頁、第0・15表を転載

こうした近代初期の日本経済の中で、長野県はとりわけその特徴が顕著な地域だった。「府県ごとの繭産額が知られる明治十年代末期には、長野県は首位にたち、二十年代に第二の群馬県、第三位の福島県があまり増加しないのにたいし、長野県だけが急成長をとげていった」¹⁴という事実からも判明するように、当時の日本の重要かつ主要輸出製品である製糸業と関連産業は、長野県を中心に発展していった。和村が位置する上田近辺に位置する小県郡は中でも、1889年時点で県内の繭生産量のおよそ二割を生産する有力な養蚕地帯だった。1893年に長野から東京までの鉄道路線が開通した事は、肥料や生糸の輸送をより容易にする事で、長野・上田近辺の産業を更に活性化させ、その流通を大きく変化させた。

この時代、長野県の農家にとって蚕糸業は、所得を拡大させる身近なチャンスであったと思われる。しかし養蚕および製糸業の安定的発達には、養蚕が季節ものであるという点からも海外輸出市場の存在からも、農家経営の外部からの金融的な支援が不可欠でもあった。蚕糸業関係の資金需要に応えるべく、多くの銀行および銀行類似会社が設立された。明治十年代にその設立は相次ぎ、1886年には長野県内の銀行類似会社数は全国一位となった。その中でも小県郡における数は県内全数の七割近くを占めた。当該地域が蚕糸のような商品性の高い農産物の生産地域であった事が、こうした小規模な金融機関を多数生み出した背景であったと考えられる。

銀行の資格を得ることができなかった金融機関である銀行類似会社の多くは、「村落共同体を基盤に、営農資金の供給をはかる金融機関」¹⁵であったと考えられている。その中には近世期来の組織を改変したものも見られた。たとえば上塩尻村で設立された永続社は、同社は近世時代に設立された永続講の組織であり、それを銀行類似会社として編成し直す旨が長野県に届けだされた¹⁶。

他の銀行類似会社で詳細が判明するものは少ないが、近世期に組織されていた無尽や講などが、このように近代になって再編された事例はかなり存在したのではないかと推測される。小県郡和村でも多数の銀行類似会社が設立された。こうした小規模な金融組織は地縁的あるいは人脈的な、多様な旧来からのネットワークを有していたと考えられる。

このように小生産者にとって経済的チャンスが拡大していた時代、1903年に長野県小県郡和村で和信用組合（和産業組合）は結成された。産業組合とは、1900年に立法化された産業組合法に基づいて組織される、協同組合の一種である。

産業組合法が施行されたのは、主に洋行帰りの中央官僚の尽力によるところが大きい¹⁶。

¹⁴ 『長野県史通史編第七巻 近代一』1988年、262頁。

¹⁵ 『長野県史通史編第七巻 近代一』324頁。

¹⁶ 平田東助、品川弥二郎の内務官僚二人がとりわけ有名である。どちらもドイツ留学・内務大臣経験者。

19世紀中盤からヨーロッパでは、協同組合制度による中下層所得者の活性化が唱えられていた。ドイツにおける信用組合¹⁷、イギリスにおける消費組合（購買組合）、フランスにおける生産組合の発達を見てきた日本人留学生が、それらの制度を総合して産業組合法を立法した。

ヨーロッパにおいても日本においても協同組合運動は、小生産者を市場の混乱から守り、窮乏化させないようにする事が意識されていた¹⁸。そして日本ではそれは恐慌を起し農民層を分解し社会不安を引き起こす自由主義的な経済に対して、人々の団結により社会的・経済的な防波堤を作ることを目指していただけでなく、小生産者を中心とした経済発展の礎となる事も期待されていた。平田東助は自らが内務大臣であった1908年に、地方官会議上でこのような演説をしている。

「亦地方に於ける殖産興業の事は、我邦の如き小農、小工商を以て国家産業の原力と為す国に於て、其資本の融通を助け、産業の便宜を得せしむるが為に相協同せしむるは最も必要の事にして、彼の産業組合、貯蓄組合又は共済組合の如きは、此目的を達するが為に最も適切の方法」¹⁹

長野県は、日本における産業組合思想の原型であったと言われる報徳思想が存在した静岡県と並んで、産業組合の設立の活発な地域だった。日本において発展した産業組合制度はとりわけ、農村部における信用組合業務だった。なお、静岡、長野は共に当時、国内需要・輸出共に好調な産業を有する地域である。

2-1-2 和村社会と産業組合の関係性

1903年（明治36年）3月18日、和信用組合は長野県から設立許可を得た。営業は4月1日から開始され、初期の組合員は179人（同年村内人口4056人、戸数675）だった。村内のおよそ四分の一の家庭が参加していた計算になる。

参加するのに必要な一口は20円だったが、第一回払込は一口につき二円で二年以内に全額を払い込む事と規定された。出資口数は309口であり、3090円という資本金でのスタートとなった。ちなみに、当時和村で行われていた無尽講の単位は、総額100円から300円までの、掛金10円のものが多かったという事である²⁰。

¹⁷村岡範男『ドイツ農村信用組合の成立：ライフアイゼン・システムの軌跡』日本経済評論社（1997）

シュルツェ・デーリチュ(Hermann Schulze-Delitzsch)、東京都信用金庫協会研究センター訳『シュルツェの庶民銀行論』日本経済評論社、1993年、原著 *Vorschussvereine als Volksbanken*(1855)

ライフアイゼン(Friedrich Wilhelm Raiffeisen)、本位田祥男監修『信用組合』家の光協会、1971年、原著 *Die Darlenskassen-Vereine*(1866)

¹⁸篠浦光『農村協同組合の展開過程』亜紀書房、1972年、13頁。

¹⁹1908年10月地方長官会議、内務大臣平田東助訓示要旨（大霞会編『内務省史』第四巻、1971年、復刻1980年、358頁）

²⁰和村誌編集委員会『和村誌現代編』1963年、168頁、64頁、170頁、172頁、165頁。なお、1903年当時、長野県では繭一貫目に4円96銭の価格がついた。

組合設立の事情…

…金融円滑を欠き金利一般に昂騰し農家経済の基礎漸く寒心すべきものあるを思へ、
将又養蚕業の将来益発達するに伴ひ農家経済の却て樂觀すべからざるものあるを慮り、
現組合長理事監事等総て時の村名誉職又は団体長等にして村政に参与せしを以て、村
是調査として協議の上、まづ産業組合中信用組合を設立し、資金の融通をして円滑な
らしめ、生産力の増進と勤儉貯蓄の美風を涵養し、以て自治の完全なる発達を計ら
んとし、村内有力者と相謀り、各部落に渉り百七十九名の同意を得、一口二十円出資
口数三百九口の資金を募り、明治三十六年三月十八日設立許可を得同年四月を以て事
業を開始するに至れり²¹

組合設立から約二十年後にこう記されたように、設立当初の和信用組合は6名の理事、3
名の監事を有していたが、彼等は村内の他の組織と強い連携を持っていた。幹部の中でも
もっとも中心人物である産業組合長は、1903年10月には村内に新たに創設された青年会²²
の会長にも推挙されて就任した。1894年に東京専門学校（現早稲田大学）を卒業した後に
地元に戻ってきた人物で、当時29歳だった。

1918年に事務所を新築するまで、組合長の自宅に事務所が置かれたが、そこでは長らく
組合長の配偶者がその事務を補助した²³。また、組合の総会は和小学校で行われた。なお、
青年会組織自体は明治20年代になって小学校教師達を中心となり、旧来の若衆の集まりを
編成しなおしたものだと言われ、直接的には夜学会を実施していた小学校の同窓会を青年
会としたものだった²⁴。このような人的結合と組織編成から、産業組合と青年会は強い連携
を持ち、更に加えて小学校とも緊密な関係を持っていた。

残り8名の理事・監事中では、1903年までに村内の役職（村長・助役・収入役）を務め
た経験がある者は5名であった（産業組合設立時点で、現役で役職付きは不在）²⁵。和村産
業組合と村自治体との強い連携がうかがえる。（表2-2）

表2-2 和信用組合設立当初組合幹部

人名	1903年以前の村内 役職経験	所得階層*	その他備考
深井功	1901年村会議員、 1903年青年会会長 (1903年創設)	三等(=4戸)	組合長、自宅=組合 事務所、東京専門学 校卒
福島万兵衛	1897年村助役	五等(=12戸)	
田中新太郎	1897年村長	二等(=1戸)	
土屋和作	1899年助役・村会議	十五等(=19戸)	1888年設立の銀行

和村信用組合「事業概要報告書」（『雑書類綴込』（1903-1916）

²¹ 和村産業組合『有限責任和信用販売購買組合事績書』（手稿）1921年。

²² 青年会の構成員は、15歳から40歳までの和村の青年とされた。『和村誌現代編』249頁。

²³ 和村産業組合『有限責任和信用販売購買組合事績書』

²⁴ 『和村誌現代編』171頁。

²⁵ 『和村誌現代編』170頁、31～32頁。

	員、1902 年村長		類似会社共善社、晃照会社（双方共に翌年解散）の残務取扱委員
関利之助	1896 年村会議員	八等(=15 戸)	
富岡寿吉	1896 年村会議員	十五等(=19 戸)	
児玉彦助	1889 年村収入役	一等(=1 戸)	組合監事
飯島隣作	1895 年村会議員	五等(=12 戸)	組合監事
関学	1902 年村収入役	三等(=4 戸)	組合監事
資料) 長野県小県郡和村共善社「明治二十一年後半季考課状」、晃照社「明治二十一年後半季考課状」(長野県『公文編冊 銀行考課状 農商務課 明治二十二年度』所収)、「明治三十四年度県税戸数割賦課額等級決議案」(和村役場『議事録 自明治三十三年至明治三十四年』所収)、和村誌編集委員会『和村誌現代編』(1963)			
*1901 年度県税戸数割等級による。賦課戸数 660 戸、全 30 等級。ジニ係数 0.46。十五等まで(村内戸数中 4 分の 1)で村内所得の六割弱を所有していた計算になる。			

明治の初期に多く設立された銀行類似会社の類や無尽は、「明治の初年起りたる幾多の事業会社又は無尽講等が経営宜しきを得ず概ね失敗に帰す少なからず」という状況であり、その為に村内の金融は産業組合設立以前には「産業に必要な資金は隣町の銀行若しくは村内の富豪に仰ぎ、貯金は郵便官署に依るの外なき有様」だったという²⁶。しかしそれは逆に、和産業組合の幹部クラスには、村内でも比較的所得の高い人々が多い事から、彼らの中には近代的な金融制度が整備される以前に村内に存在した金融機構と、連続性を有する人材が多かったと考えられる。

また、理事の一人はそれ以前に村内に多数存在していた銀行類似会社が解散する際に、その残務処理を担当した事が何度かあった。もっとも、その本人は戸数割税(所得税に類似した税)の等級からすると、そう富裕な人物ではない。村長経験も長いその人物の存在が示すように、村の中での有力者か否かは、金銭以外の面にも依るところがあったと考えられる。

和産業組合はこのように、経済的にも社会的にも様々な面から、村内を糾合していた。既に存在した行政組織や教育機関、そして様々な人脈との関わりを強く有する中で設立された和信用組合の設立趣旨は、以下のようなものだった。

有限責任 和信用組合設立趣旨 創設者

凡そ人の世に処するや、衣食住に不足せず、身に相応の生活を為し、忠孝の道を全うし、子孫を撫育し、以て国運を振興ならしむるほど楽しきものあらず…されど、国には租税あり、家には衣食の費あり、親戚朋友に交るにも皆夫々費用を要す…日進月歩のこの世にありて、新なる機会方法を用ふる者は愈々富み栄え、之を用ふる能はざる者は、世にも人にも後れ行きて、終には貧困の極に沈み果てぬべし。之れ皆資本の有無に由るのみ。何事も資本の支配を受けざるべからざる世に在りては、是非もなき

²⁶ 和村産業組合『有限責任和信用販売購買組合事績書』

ことなり。…資本を得るの途は信用組合の法を設くるに如くものなし。信用組合は多人数相集りて組合を為し、少額の資本を投じ、之を一にし互に借り合ひ貸し合うふものにして、各人にとりては、誠に僅の高なれども、集めて一とすれば一基の資本となり、之を借り得たる人は耕作の肥料とも為し、亦養蚕の桑代とも為し得べし。然るときは、貧しき人も容易に資本を得るの途ありて、各々応分の生活を遂げ、人の人たる道を尽すことを得べし。之は産業の爲めに本組合の最も必要なる所以なり…我が政府も茲に視るあり、一昨年産業組合法を發布せらる。余輩同法に基き本組合を組織し、殖産興業の途を謀らんとす。冀くは多数の諸君、振つて賛助せられんことを。以上²⁷

1935年に産業組合中央会長野支会が発行した『長野県の産業組合—附視察めぐり』の和村の記述には、明治期の和村は所得格差が少なく平等であり、だからこそ金融支援を受ける機会の少なさに苦勞していたとある²⁸。1921年の段階では和産業組合は自らの村を概観し、「一般の経済状況概ね良好にして貧富の懸隔甚しからず、従つて生計困難なるもの少なく六百八十七戸の村にして一町歩以上の耕作者四百三十余名を算し、十町歩以上の所有者三名に過ぎず…農村として概ね良好なる経済状態を示すものと謂ふべし」²⁹と、その平等性と小生産者の維持・発展を指摘している。

個々には少額な地元の資金を集約してそれを地域内経済の活性化の為に循環させる事は、地域社会住人の没落を押しとどめその繁栄を助ける手段として、中央政府からだけでなく地域社会に居住する人々にまで、既に明治末期には認識されていた。そしてそれは、村の中に存在する旧来のネットワークや人材を再編する事で、新たな組織を通して実践が試みられた。

2-1-3 和産業組合の発展と地域経済

このように設立された和産業組合は、その後順調な発展を示した。(表2-3)

表2-3 和産業組合の成長

年度	全村戸数	組合員数	払込済出資金額 (円)	貯金(年度末残高) (円)	年度内貸付 金総額 (円)	預貸率
1903	673	179	3090	821	7601	551%
1907	—	208	8808	1730	11378	449%
1912	686	223	11460	11094	19377	192%
1917	692	325	18923	70746	50250	49%
1922	687	663	43917	218202	171412	76%
1927	710	753	116430	452125	394448	99%

資料) 和村誌編集委員会『和村誌現代編』(1963) 172頁、176頁、178頁。

²⁷ 前掲『和村誌現代編』168～169頁

²⁸ 和村信用組合創設者であり初代の組合長である人物は、早大(東京実業学校)卒業後和村に戻り、和村信用組合長を勤めながら産業組合中央会長野支部の会長、副会長を歴任した。産業組合中央会長野支会『長野県の産業組合 附視察めぐり』1935年、193頁。

²⁹ 和村産業組合『有限責任和信用販売購買組合事績書』

*貸付金はその年度に貸付けられた額であり年度末残高ではない事に注意。預貸率は年度末残高による。

組合員数と戸数の関係からは、組合設立から約 20 年後にはほぼ村中の家庭が組合に加入していた事がうかがえる。預金に対する貸付金の割合である預貸率、つまり外部からの借入資金や自己資本に手をつけずに経営を行っている指標である数値も、おおむね順調に低下している。

こうした和産業組合の発展の背景には、蚕糸関連産業の発展に伴う、和村での養蚕ブームがあった。特に土地の多くを桑園として使用するにあたって、多くの金肥を利用した事が、村内でも多数の人々が融資を必要とした要因として存在していた。

十数年来（1880 年代…報告者注）養蚕の業頗る旺盛を来し桑園は激増し従て従来使用せる堆肥の如きは僅かに施肥の一部分を補ひ得るに過ぎずして多大の金肥は年々其の需要額を増加するも其購入資金の如きは何れも農家意の如く融通せられず往々高利の借入金を為し或は延払契約等により不利なる購入を余儀なくするもの漸く多からんとするの実況を呈し金融円滑を欠き金利一般に昂騰し農家経済の基礎漸く寒心すべきものあるを思へ将又養蚕業の将来益発達するに伴ひ農家経済の却て樂觀すべからざるものあるを慮り…事業を開始するに至れり³⁰

和産業組合は信用組合として発足し、それ以前に村内で利用可能だった金融制度と比べて安定的な少額融資を組合員に提供した。信用組合が行う貸付業務は組合員に対してしか行われなため、これらの貸付金が地元経済のために用いられた事はほぼ確実と言える。貸付金の多くは、農家の生産性上昇のために用いられた事が判明する。（表 2-4）

表 2-4 和産業組合 貸付金用途内訳

	1907 年	1909 年
肥料	64%	68%
養蚕関係	7%	9%
地所・山林(土地関係)	6%	6%
その他・不明	22%	17%
貸付件数	98 件	208 件
平均貸付金額	113.14 円	84.18 円
貸付金メディアン	100 円	50 円
貸付金最頻値	100 円	30 円

出典) 和信用組合『貸付金台帳 明治四拾年度 (第五期)』(1907)

和信用組合『貸付金台帳 明治四拾貳年度』(1909)

零細な資本や貯蓄を集積し、それを地域経済内で循環させ地域の産業を活性化させるという産業組合の目的は、和村の場合一定程度成功していたと考えられる。明治期の日本経済に見られる農業生産性の向上は、近世期以上の金肥の使用によって支えられていたが、ほ

³⁰ 和村産業組合『有限責任和信用販売購買組合事績書』

とんどの農家はその購入資金として一時的な金融支援を必要としていた。戦前期の日本経済の成長を下支えした農業生産性の向上は、和産業組合における貸付金業務の発展からもその一端をうかがうことができるのである。

そして貸付金として還流した資金の源泉である貯金は、和村社会の様々な組織との連携を強く有していた。(表5)「団体貯金」と呼ばれる貯蓄の形式が存在した事からは、実に多くの社会団体が和村社会の中で活動していた事と、人々が自らの加入する様々な組織ぐるみで貯蓄を形成していた事がわかる。小学校や婦人会、青年会の役割と、無尽講団体の存在は、貯蓄の形成を考える上で忘れてはならない存在だろう。

表2-5 和産業組合団体貯金口座名義 (1919)

東深井婦人会	長生平弘進会	同級会
東深井青年会	東深井青年会 重複	曾根組総代
曾根農事組合	和学校貯金組合 松井茂水	曾根組総代 重複
東深井組総代	和学校貯金組合 宮崎司	和誠報徳社
鑪鞆堂	和学校貯金組合 久保田正邦	海善寺婦人会
和青年会	和学校貯金組合 小林郷彦	和村軍人優待会
海善寺上桑園改良組合	大川自彊会	東上田青年会
田澤俱樂部	古峯原・三峯山代参講	和村長 大塚猛三
大屋会	大成会	東上田養蚕組合
栗林勤儉力行会	栗林組総代	東上田益産会
奨農会	田澤協同購入組合	田澤組会計部
和学校 松井茂水	和学校貯金組合 宮崎泰祐	栗林勤儉力行会 重複
和神社	栗林青年会	仕法講
和婦人会	帝国在郷軍人会和村分会	帝国在郷軍人会和村分会 重複
鑪鞆堂青年会	和同窓会	幸祐寺
美部標神社	曾根組青年会	妙栄講
田澤俱樂部 重複	海善寺青年会	栗林組婦人会
曾根青年会	和学校基本財産	秋葉山講
東深井青年会 重複	和村基本財産管理会	東上田奨農会
釜村田青年会	和小学校職員 松井茂水 重複	田澤婦人会
東上田進農会	大成会無尽部	曾根婦人会
田澤有志竹林組合	和勤儉組合	盛進社
和神社 重複	和学校貯金組合 宮崎司 重複	田澤俱樂部 重複
下栗林桑園改良組合	尋常五年生同級会	和村農会
東深井組横井戸惣代	海善寺青年会 重複	和学校貯金組合 久保田正邦 重複
西田澤組	大正五年生同級会	和村農会 重複
富岡寿吉組合	東深井組惣代口二号 重複	田澤貯金組合

宮下先生口思記念碑寄付金	田澤養豚組合	和婦人会	重複
海善寺農事組合	和青年会	重複	代表者 土屋惣一郎
千曲同級会	大成会	重複	
海善寺消防組	伊勢代参講		
団体数=口座数(重複除く)=74			

資料) 和信用組合『団体貯金台帳 大正八年度』

産業組合自体、このような貯蓄から投資へと繋がるルートが地域社会の中に形成されるにあたって、単なる経済的金融組織というだけでなく、強力な社会団体であったと考えられる。「団体貯金」以外にも和産業組合は、「納税貯金」といった利便性の高いものから、「小善貯金」「目的貯金」「御慶貯金」といった名称で、小學校生徒に貯金通帳を配布する、耕地の獲得や家屋立て直しなどの目的を設定して貯蓄させる、組合員の子供の誕生に合わせて通帳を送るといった、人々の生活に密着した様々な貯蓄形式を有していた³¹。

また和産業組合は信用業務だけでなく、販売・購買事業にも乗り出した。1918年には倉庫を建設し、組合員の米穀の販売を開始する。1919年には購買部も開設し、陳列棚を持つ店舗を設置し、食料品や農業関係の器具や肥料、学用品などの販売を開始している。1927年には利用部と呼ばれる、様々な機器の共同利用も開始され、精米機や製粉機、脱穀機などが設置された³²。

このように和産業組合は、経済的な面でも社会的な面でも、多様な機能と影響力を有するものとして成長した。和村で暮らす人々は、直接組合員ではない子供や女性に至るまで、産業組合と強い繋がりを有していたと考えられる。

2-1-4 小括と展望——和産業組合と地域社会外部との関係

和村の社会と経済の自立的な発展に重要な位置を占め、地域内で安定的な成長を見せた和産業組合だが、日本経済の景気動向に左右されなかったわけではない。和産業組合の場合、一時的な資金需要に対応したのは主に第十九銀行をはじめとした地方銀行による融資だったが、恐慌などの危機時に特に重要性を持ったのが、農工銀行や勸業銀行の提供する低利資金だった。

たとえば1914年、第一次世界大戦の勃発と共に、製糸業関連の産業は輸出の激減によって大きな衝撃を受けた。これに対して中央政府は、郵便貯金を中心とする大蔵省預金部資金を、製糸業関連を含む、不振を蒙った「重要輸出産業」へ救済融資として低利で貸し付けることを決定した。この低利資金融資は長野県では1916年まで続けられたようである³³。

大蔵省預金部は中央組織であるため、その資金の実際の貸出業務は日本勸業銀行と、各県の農工銀行が担当していた³⁴。また、危機時の救済融資には県などの行政機関も融資の審

³¹和村産業組合『有限責任和信用販売購買組合事績書』、『和村誌現代編』175頁

³²前掲『和村誌現代編』181頁

³³長野県『公文編冊 第一種 大正三年 産業組合(時局救済ニ関スル書類)』『公文編冊 第一種 大正四年 産業組合(低利資金関係書類)』『公文編冊 第一種 大正五年 産業組合(低利資金関係書類)』

³⁴渡辺佐平、北原道貫編『現代日本産業発達史 第二十六巻 銀行』

査のための調査にあたった。現在残っている長野県の資料からは、数多くの長野県内の産業組合が、この低利資金の供給を受けた事が判明する³⁵。和産業組合の場合も 1915 年 1 月、勸業銀行から一万円の借り入れを受けている。組合員への貸付の規模が百円前後、他の銀行からの通常の借り入れは千円単位という時代だった³⁶。

中央政府は産業組合に対して、法律を制定し制度を整備しただけでなく、危機時には直接にその経営を救済する機能も持っていた。そしてその救済のための資金自体、郵便貯金という、一般の人々が各地域社会の中で様々な団体の影響を受けながら、その中で蓄積されたものだった。

和村の経済は、基本的には地域内で集積された資金を元に、地域内での循環的、自立的な発展を遂げた。しかしそれは同時に、日本の全国市場と世界市場とに結びつく産業に進出した結果であったとも言える。巨大な市場と結びつくことにより、個々の人々は所得上昇の機会を得たが、市場の変動による没落のリスクにもさらされるようになった。そのリスクを回避しチャンスを得るための援助組織として、産業組合のような自前の金融組織が村落共同体の中に形成され、実際それはこの地域の経済発展に貢献したと考えられる。しかし恐慌や戦争など大きな変動の際には、このような小規模な金融機関だけでは危機を乗り越えられないとの政府・地域社会の共同認識から、政府機関が管轄する巨額な零細資金の集積体が、小生産者の支援のために動員された。

日本における近代化が社会にもたらした変化とは、近世には存在しなかった市場へのアクセスにより広がった、経済的な危険性と機会への対応として生まれたものだったのではなかろうか。青年会や産業組合、婦人会といった組織の設立は、現在に至るまで農協や消防団、婦人会が全国各地に存在するように、和村や長野県に限らない全国的な動きだった。

明治中期から後期以降、人々は地域社会の構造を再編し、より経済的にも社会的にも結びついた強固な組織を作り上げた。そして日本経済全体の成長を重要視する中央政府は、こうした人々の動きを阻害するのではなく、むしろ支援する立場にあった。近代と近世を分けると思われる、村落社会内部での団結の強さと、地域社会と中央政府との結びつきの強さとはどちらも、この経済的条件が生み出したものだったように思われるのである。

2-2 大蔵省預金部の制度と実際機能

2-2-1 大蔵省預金部資金の概観

このように産業組合の場合、その制度上の特性として地域社会内で収集された資金は直接的に地域経済に還元された。しかし産業組合の預金同様かそれ以上に一般大衆の零細貯蓄の集積体として知られていた郵便貯金の場合、その資金は一度中央政府の管轄下に入る事になる。ここからは中央政府の中で大蔵省が一括して管理した郵便貯金を主とする資金、すなわち大蔵省預金部資金が、どのような規模でどのように用いられたのかを統計的に概観する。

元々大蔵省預金部は様々な政府内・準公的機関・各種民間団体などの預金・余裕金を取り扱う機関として発足した。しかし実際にその中で大きな比重を占め、かつ恒常的な成長

³⁵ 長野県『公文編冊 第一種 大正三年 産業組合（時局救済資金申込調査書）』

³⁶ 和信用組合『元帳 大正四年度』

を示したのが郵便貯金であった。詳細は後述するが、郵便貯金は大蔵省預金部資金の全資金の、初期の不振期や日清戦後賠償金の一部が預金部資金に繰り入れられたような例外時期を除き、常におおむね八割程度を占めていた。

郵便貯金は第二次大戦以前に既に、日本経済の中で無視できない巨額な預金を集積した機関だった。そして産業組合の預金や各地域の貯蓄銀行の貯蓄と比べても、郵便貯金は日本国内で代表的な庶民の零細貯蓄の集積であると当時から認識されていた³⁷。そして、こうした零細貯蓄の代表的な集積機関である郵便貯金は、資金としてのその巨額性にも関わらず、その資金運用が民間企業や市場に委ねられているものではなく、政府の手によって用途が決定されるという性質を持っていた。

だがこのような預金部資金の特殊性と重要性にも関わらず、預金部に関する研究はあまり蓄積されているとはいえない。資金規模の巨大性は、郵便貯金の累積的な巨額性から、既に戦前の同時代から認識されていたが、民間の資本市場に流通するわけでもなく、かといって政府予算とも異なる枠組みで運用されたこの資金の機能は、その微妙な位置づけの問題故か、学術的な研究の対象として取り上げられる事が少なかった。

1920年代に出版された山田幸太郎『大蔵省預金部論』³⁸、中津海知方『預金部秘史』などは、当時「預金部改革」と呼ばれる制度的改革を実施するにいたった預金部が、いかに世間の注目を集めていたかを物語っている。当時、預金部とその資金運用は「伏魔殿」と呼ばれる悪名高い存在となっていた。官僚の専横によって、大衆に還元されるべき資金が濫用されているとの論調が、当時の新聞や雑誌の主流であった。もちろんそこには、個人零細貯蓄の集積である郵便貯金という大衆資金は、大衆の利益のために還元されなければならないという認識が背景にあった。

しかし大蔵省預金部が果たしてどのような機関として形成され、どのように運営されたのか、そうした基礎的な経営面、制度面に関する具体的な分析は乏しい。たとえば伝田功「郵便貯金制度の歴史的意義—大蔵省預金部資金の形成過程—」³⁹は、19世紀末から20世紀初頭の、大蔵省預金部の資金収集面である郵便貯金の拡大期から分析を行い、初期の預金部の制度的基盤、およびその運用面における国債の重要性を指摘しているが、世紀転換後の預金部に付与された重要な機能である地方資金の融通や、弊害が指摘される事も多い恐慌救済資金、植民地経営資金などに対する投資に関しては、一言その存在について言及するに留まっている。伝田「大蔵省預金部の改革—政策金融の展開と機能—」⁴⁰では1925年に実施された預金部改革と、当時の政策金融の理念について分析が行われているが、地方資金や公共財整備資金として融通された預金部資金が、日本経済全体の中でどのような意味合いを同時代的に持っていたのかは、やはり具体的には示されなかった。

³⁷大内兵衛「郵便貯金における小市民性とその社会性の矛盾」『大内兵衛著作集』第四巻、岩波書店、1975年、論文初出1931年。

³⁸山田幸太郎『大蔵省預金部論』巖松堂書店（1925）

中津海知方『預金部秘史』東洋経済新報出版部（1928）

³⁹伝田功「郵便貯金制度の歴史的意義—大蔵省預金部資金の形成過程—」『研究紀要』（滋賀大学経済学部附属史料館）第5号（1972）

⁴⁰伝田功「大蔵省預金部の改革—政策金融の展開と機能—」『彦根論叢』第156号（1972）

財政史の観点からも、預金部資金の重要性は認識されていてもなお、具体的な分析は乏しい。たとえば神山恒雄『明治経済政策史の研究』においては、日清戦後経営から日露戦後経営の中で、大蔵省預金部資金の存在が、政府財政の潤滑な運転にあたって重要な役割を果たした事が指摘されている⁴¹。だが財政史の側面から見た時、政府財政そのものではない預金部資金は、どうしてもその制度的枠組の関係上あくまで補足的な分析対象でしかなかった。

預金部に特化した研究として、もっとも体系的かつ詳細な分析が行われているのは李香哲「近代日本における郵便貯金・預金部資金の歴史的考察—松方財政期から昭和恐慌期にかけて—」⁴²であると考えられる。該論文は戦前期における、郵便貯金およびその運用機関である預金部の動向を、具体的な数値データから示している。ただし具体的な実証例として、預金部資金の地方資金としての融通の際しばしば経由機関として利用された勸業銀行の史料が用いられているが、しかし勸業銀行そのものもまた、地方資金融通の経路の中では、複数ある経路の中の通過点の一つに過ぎなかったため、預金部資金が最終的に現場でどのように利用されたのかについてのイメージには乏しい。もっとも、該論文が重要視する預金部の地方資金融通機能と、日本銀行を頂点とする通常の金融活動とは異なる、事実上の政府財政に対する金融機能といった指摘は、示唆に富んでいる。

これらの先行研究の潮流は、大蔵省預金部が日本経済の中で政策金融の後ろ楯として、様々な重要性を持っていた事そのものは従来から認識されているにも関わらず、その具体性に踏み込んだ分析は蓄積に乏しく、また、その重要性に関する知名度も必ずしも高くない事を示している。

本稿はこの課題の解決のため、まずは預金部制度の制度的・統計的概観を行う事を目指す。利用資料は主に大蔵省理財局編纂の『大蔵省預金部史—草創時代ヨリ昭和十六年ニ至ル—』⁴³である。該当書は戦前期に大蔵省預金部に所属する官僚自ら、彼等の業務内容とその意味合い、制度的変遷について記したものである。

本来であれば戦前における預金部の動向を昭和期を含め全体的に検討すべきであるが、今回は1925年預金部改革以降については、その分析を見送る。ただし改革以降の預金部の動きについては、預金部の制度とその基本的な運用方針は事実上1925年以前にはほぼ定まっておき、預金部改革は運用内容に関する透明性の向上と、あくまでそれ以前の慣例の明文化に過ぎなかったとの認識を示しておく。

図 3-2

⁴¹神山恒雄『明治経済政策史の研究』塙書房（1995）

⁴²李香哲「近代日本における郵便貯金・預金部資金の歴史的考察—松方財政期から昭和恐慌期にかけて—」（1997）一橋大学大学院経済学研究科博士学位論文

⁴³大蔵省理財局資金課『大蔵省預金部史』、以下単に『預金部史』とする。

預金部総額

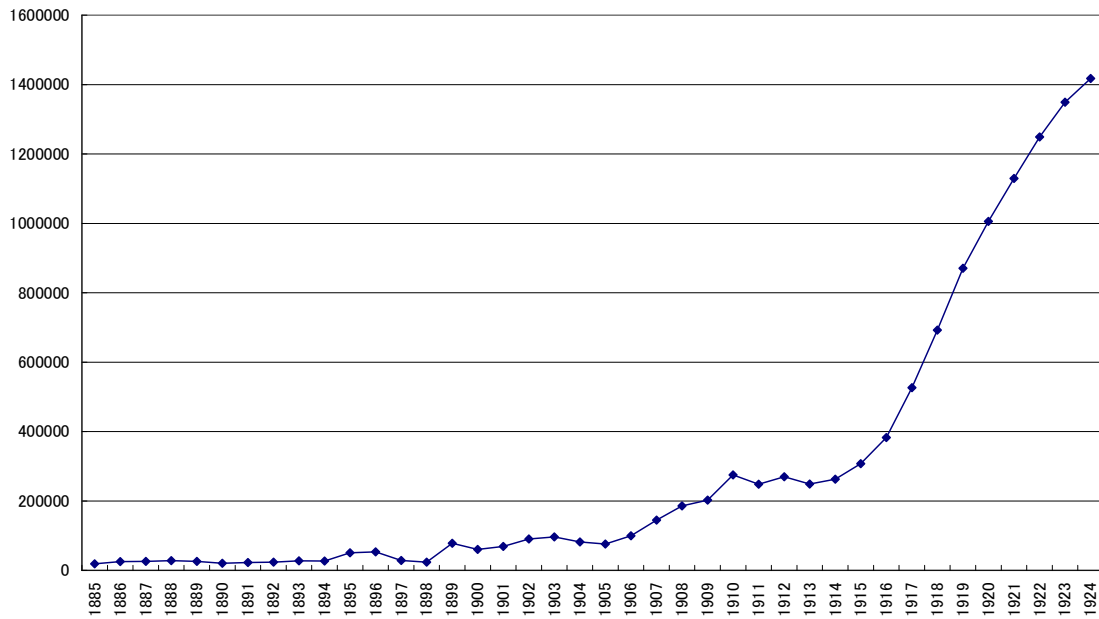


表 3-1 預金部資金の概要

	預金部年度 末預入残高	郵便貯金総 額	郵便貯金/預金 部総額	預金部資金/中 央財政支出	預金部資金/中央財 政一般会計支出
1885	19	11	57%	31%	31%
1886	25	15	61%	30%	30%
1887	26	17	68%	33%	33%
1888	28	19	69%	34%	34%
1889	26	19	75%	31%	32%
1890	21	18	89%	27%	25%
1891	23	20	89%	27%	27%
1892	24	21	91%	14%	31%
1893	27	25	91%	12%	32%
1894	27	24	91%	16%	35%
1895	51	27	54%	22%	60%
1896	53	27	50%	32%	32%
1897	28	24	86%	11%	13%
1898	24	21	87%	8%	11%
1899	78	22	28%	20%	31%
1900	60	22	37%	17%	21%
1901	69	27	39%	23%	26%
1902	91	29	32%	27%	31%
1903	96	32	33%	28%	38%

1904	82	42	52%	11%	29%
1905	76	56	73%	8%	18%
1906	100	68	68%	10%	21%
1907	145	96	66%	14%	24%
1908	186	112	61%	22%	29%
1909	202	139	69%	25%	38%
1910	275	173	63%	22%	48%
1911	248	194	78%	27%	42%
1912	270	205	76%	29%	45%
1913	248	202	81%	24%	43%
1914	263	214	81%	27%	41%
1915	307	247	80%	34%	53%
1916	383	333	87%	40%	65%
1917	526	463	88%	45%	72%
1918	692	613	89%	43%	68%
1919	871	749	86%	33%	74%
1920	1006	885	88%	33%	74%
1921	1129	944	84%	36%	76%
1922	1249	1045	84%	37%	87%
1923	1349	1148	85%	39%	89%
1924	1418	1138	80%	37%	87%

金額単位＝百万円

資料) 大蔵省理財局資金課『大蔵省預金部史－草創時代ヨリ昭和十六年ニ至ル－』（初版 1941年謄写版、1964年再版）、江見康一他『長期経済統計7 財政支出』東洋経済新報社（1966）より作成

預金部資金は図3-1のように、長期では常に順調な拡大を示してきた。また先述したが、表3-1からわかるように、日清戦後から日露戦争までのわずかな期間を除き、大蔵省預金部資金の8割方を占めるのは常に郵便貯金であった。つまり郵便貯金の成長は預金部資金の成長を意味した。20世紀転換後の郵便貯金の安定的増加に伴い、預金部資金は中央財政支出の二割以上の額を誇るようになっていく。これを中央財政中の一般予算と比べると、20世紀転換後、中央政府は時として一般財源の九割に匹敵するだけの資金を、政府が運用可能な資金として保有していたことが判明する。

表 3-2 預金部資金の内訳

	郵便貯金が預金部総額に占める割合	特別会計関連資金		政府内預金関連資金		民間預金関連資金		政府内保管金関連資金	
		金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
1885	57%	2712	15%	312	2%	31	0%	0	0%

1886	61%	3062	12%	238	1%	36	0%	0	0%
1887	68%	3418	13%	395	2%	115	0%	0	0%
1888	69%	3823	14%	249	1%	123	0%	0	0%
1889	75%	4091	16%	0	0%	0	0%	0	0%
1890	89%	3453	17%	0	0%	350	2%	520	3%
1891	89%	2226	10%	0	0%	0	0%	1483	7%
1892	91%	2188	9%	0	0%	0	0%	945	4%
1893	91%	1872	7%	0	0%	0	0%	1219	4%
1894	91%	1844	7%	0	0%	0	0%	1298	5%
1895	54%	1781	4%	0	0%	0	0%	1143	2%
1896	50%	424	1%	20502	38%	0	0%	1666	3%
1897	86%	47	0%	8500	30%	0	0%	1971	7%
1898	87%	82	0%	0	0%	0	0%	2141	9%
1899	28%	50668	65%	0	0%	0	0%	3313	4%
1900	37%	22052	37%	0	0%	0	0%	4414	7%
1901	39%	31690	46%	0	0%	0	0%	7603	11%
1902	32%	53624	59%	0	0%	0	0%	5021	6%
1903	33%	55015	57%	0	0%	0	0%	6825	7%
1904	52%	63141	77%	0	0%	0	0%	12338	15%
1905	73%	9294	12%	0	0%	0	0%	16237	21%
1906	68%	606	1%	0	0%	184	0%	25827	26%
1907	66%	560	0%	0	0%	12793	9%	25216	17%
1908	61%	753	0%	0	0%	21980	12%	24377	13%
1909	69%	6413	3%	0	0%	17543	9%	24350	12%
1910	63%	10973	4%	0	0%	46602	17%	24014	9%
1911	78%	11351	5%	0	0%	3135	1%	24321	10%
1912	76%	14512	5%	0	0%	1300	0%	24205	9%
1913	81%	10991	4%	0	0%	0	0%	23961	10%
1914	81%	10397	4%	0	0%	4640	2%	22864	9%
1915	80%	23373	8%	0	0%	8820	3%	23169	8%
1916	87%	11428	3%	0	0%	6320	2%	23801	6%
1917	88%	62001	12%	0	0%	0	0%	25093	5%
1918	89%	57683	8%	0	0%	0	0%	29001	4%
1919	86%	10532	1%	0	0%	0	0%	37157	4%
1920	88%	12920	1%	0	0%	0	0%	34672	3%
1921	84%	123581	11%	0	0%	0	0%	37761	3%
1922	84%	145926	12%	0	0%	0	0%	51930	4%
1923	85%	97568	7%	1620	0%	1	0%	72152	5%

1924	80%	188755	13%	1254	0%	1	0%	59144	4%
------	-----	--------	-----	------	----	---	----	-------	----

金額単位=千円 資料)『預金部史』より作成。数値は基本的に年度末のものだが、一部項目については異なるものを利用した。

もっとも、表 3-2 からわかるように、日露戦争までの時期には、他の資金源からの流入も多い。日清戦争まであくまで小規模なものとして収まっていた預金部資金は、日清戦争後、日露戦争前後の時期まで、かなりの変動を示す不安定な存在だった。(図 3-2) 預金部資金の中で郵便貯金が確固たる位置を占めるようになり、預金部資金が安定的な拡大を示すようになったのは、郵便貯金が順調な成長を示すようになる 20 世紀転換期後だったといえる⁴⁴。(図 3-3)

図 3

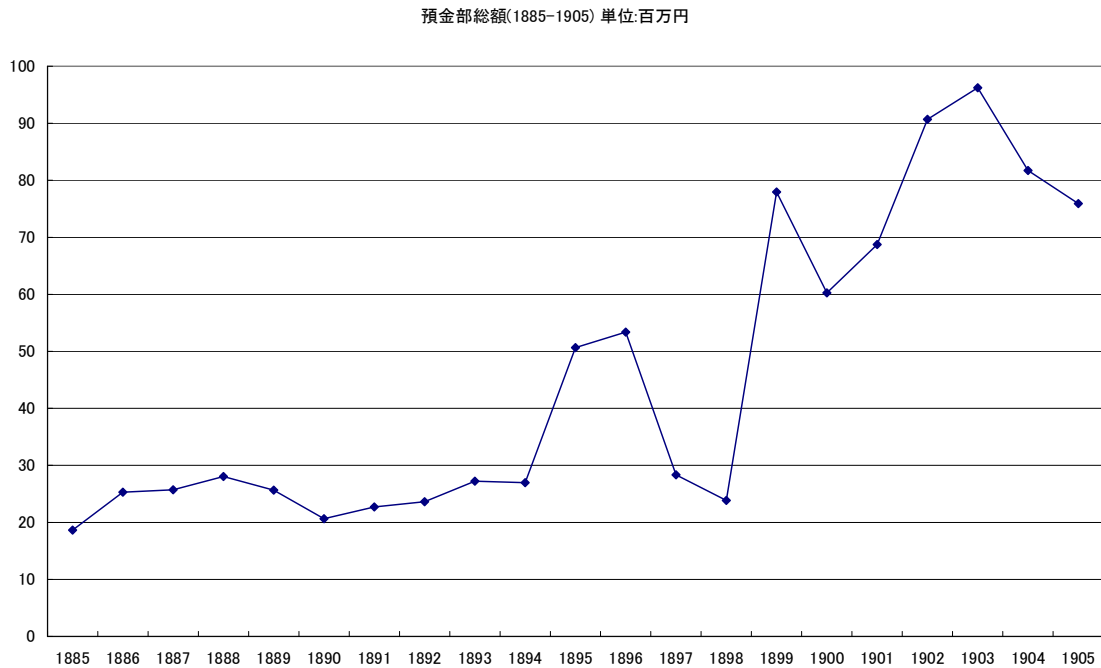


図 3-4

⁴⁴ 『預金部史』 63 頁。

預金部総額(1900-1924) 単位:百万円

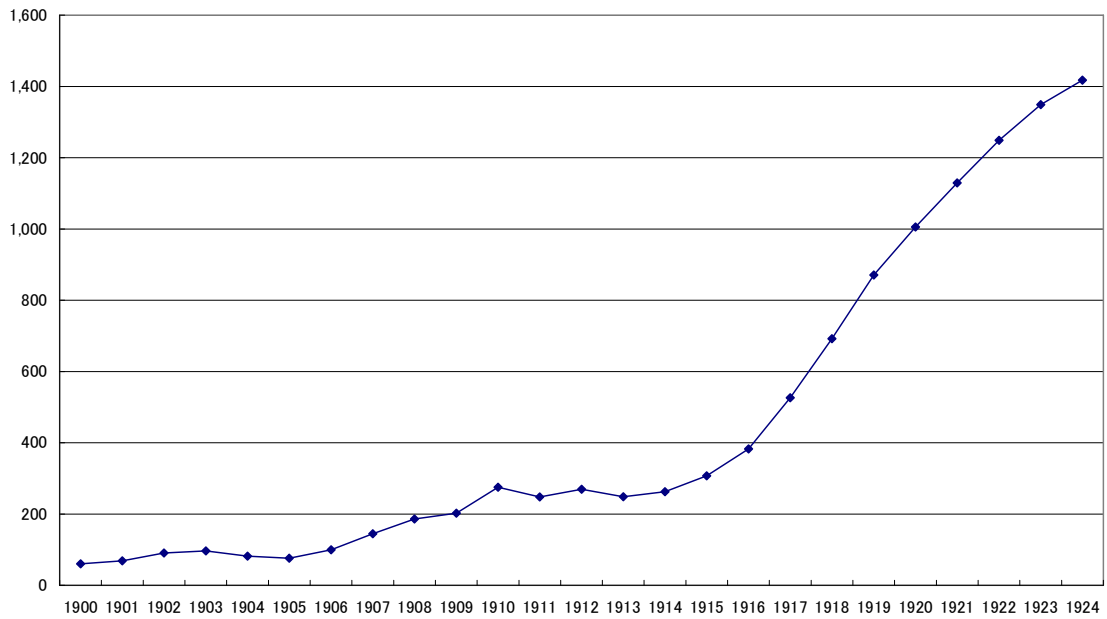


表 3-3 預金部利用項目内訳

年	国債		日銀預金及び現金*		地方資金**		対外進出関連資金		在外資金	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
1885	964	5.2%	16630	89%						
1886	14457	57.1%	550	2%						
1887	22387	87.0%	966	4%						
1888	18303	65.3%	376	1%						
1889	23551	91.8%	2200	9%						
1890	17230	83.4%	1375	7%						
1891	20592	90.7%	2970	13%						
1892	20331	86.1%	2000	8%						
1893	23008	84.5%								
1894	23851	88.5%								
1895	53610	105.8%								
1896	56408	105.7%								
1897	32926	116.1%								
1898	26514	111.2%								
1899	50432	64.7%	14940	19%						
1900	60166	99.9%								
1901	61353	89.3%								
1902									1902年まで無し	

1902	42042	46.4%					22216	24%		
1903	48697	50.6%					12302	13%		
1904	44135	54.0%					2800	3%		
1905	39208	51.7%				1906年まで無し	5964	8%		
1906	57929	58.1%			2500	3%	1500	2%		
1907	109928	75.8%					3500	2%		
1908	121061	65.1%			2600	1%	4000	2%		
1909	129511	64.0%	6750	3%	4566	2%	0	0%		
1910	133611	48.6%			27861	10%	4500	2%		
1911	128188	51.7%			55668	22%	3500	1%		
1912	113912	42.2%	12967	5%	60040	22%	2500	1%		
1913	101875	41.0%	16989	7%	40149	16%	3000	1%		
1914	52526	20.0%	29048	11%	39392	15%	8000	3%	1915年まで無し	
1915	66173	21.5%	47196	15%	33715	11%	8976	3%	12052	4%
1916	68590	17.9%	33485	9%	42953	11%	6700	2%	120859	32%
1917	58594	11.1%	100928	19%	47029	9%	34403	7%	169349	32%
1918	70556	10.2%	41083	6%	60370	9%	16750	2%	407470	59%
1919	103788	11.9%	31267	4%	88973	10%	24727	3%	478178	55%
1920	112710	11.2%	24002	2%	115994	12%	36304	4%	404005	40%
1921	168578	14.9%	146480	13%	137528	12%	17000	2%	331012	29%
1922	239779	19.2%	186599	15%	132670	11%	27668	2%	240991	19%
1923	237371	17.6%	150085	11%	262225	19%	90922	7%	276146	20%
1924	309063	21.8%	115711	8%	242841	17%	40205	3%	207801	15%

金額単位＝千円 各項目は年度内融通実績額の総計（資料）『預金部史』より作成。

%は預金部の年度末残高に対して占める割合。年度内に融通残高・預金額双方に変動があるため、一部の項目では融通総額が年度末残高の100%を超える事があり、全項目の総計も100%にならない。

*「日本銀行預金および現金」の項目の空欄期については正確な記録がないが、「明治十八年以後現金は毎年度少からざる額に及んでいた」（226頁）との事である。

**地方資金に含まれる項目は地方債引受・勸業債券・農工債券・興業債券・地方団体貸付金など。

それではこのような巨額の資金は果たしてどのような目的に利用されていたのか。

表3-3を見ると、資金の出所だけでなくその用途もまた、日露戦争前後を境として大きく変化している事がわかる。初期の運用は現金や日銀への預金、国債といった範囲に限られていた。しかし20世紀転換後の預金部資金の拡大と軌を一にして、預金部の資金は災害対策、公共財投資、各種産業援助といった側面の強い地方資金に利用されるようになっていった。そして第一次世界大戦中の未曾有の資金規模拡大の中では、日本国内の枠を超えて、各交戦国の国債や、大陸経営での投資資金などにも振り向けられたのである。

このように預金部のシステムは、その制度的根拠が成立したのは1885年だが、その機能が拡大し、展開していったのは20世紀転換後であった。そしてそれは、既に別稿で確認し

たように、日本全体での貯蓄性向の変化、個人少額貯蓄の集積と軌を一にしており、すなわち日本の工業化とその資金需要に対応していた。

1909年から制度的に整備され、本格的に実行される預金部資金の地方還流政策は、まさに地域経済の資金需要に対応するために発足した。そしてこうした恒常的な地方融資枠の他、預金部資金は災害や恐慌時などの緊急事態にも融資が決定された。人々の生活が直接的な災害や市場リスクによって脅かされる際にこそ呼び出される緊急支援として、預金部資金は用いられた。郵便貯金は人々の危機に対応するための個人の蓄えとして奨励され、集積された資金であったが、その運用についてもそれは、人々の危機に対応し、救済するための資金として位置づけられていたのである。

2-2-2 大蔵省預金部資金運用の実体…長野県における 1914 年重要輸出品救済融資の例

郵便貯金として中央政府に一度は収集された大衆資金はそれでは、どのように人々の生活レベルに還元されていったのか。前述したように、それは社会保障機能を果たすために収集されたのと同じように、社会保障機能を果たすために投入された。災害や経済危機の際の緊急融資である。

そこでここでは 1914 年、第一次世界大戦の勃発を受けて一時的に生じた貿易途絶と、それによって生じた日本経済の危機に対して、どのように地域社会が対応したのか、そして中央政府と預金部資金がそこにどのような役割を果たしたのかを、具体的に考察していく。事例は当時生糸輸出によって海外市場と密接な関係を持ち、それ故に大戦勃発のショックを大きく蒙る事となった長野県の状況を用いていく。主な利用史料は長野県作成の『公文編冊 大正三年 第三課 産業組合（時局救済ニ関スル書類）』となる。

1914 年 7 月 28 日にオーストリアがセルビアに宣戦布告する事で始まった第一次世界大戦は、中長期的には大戦景気と呼ばれる好景気をもたらしたが、開戦直後には貿易途絶を引き起し、一時的な市場の混乱と一部輸出品価格の暴落という経済危機を生じさせた。

折しも製糸業では時期的に夏繭の仕入時にあたっており、何事もなければ従来一貫 5 円 50 銭程度の相場を見込まれていた繭価格は、この突発事件を受けて上等のものでも一貫 3 円 40 銭、下手をすれば 2 円 20 銭という暴落を見ることとなった⁴⁵。何より問題となったのは、製糸業者が原料を買い入れる際の資金供給不足という金融面の問題であり、取引が成立しない事によって生じる農家の現金収入不足による破産だった。

1914 年 8 月 7 日には長野県が「時局に伴う農家及製糸家救済に関する件」として書類を作成し、県内地域別の資金需要額を概算、各郡長・市長に対して自地域内の経済状態に関する調査を行うように指令を出している。なお、この調査指令に対してほとんどの郡・市から一週間以内に回答があった。

8 月 12 日に開会された町村長農会長会議では対応策として繭の保存、農工銀行からの融資を仰ぐべき事などが県から訓示された⁴⁶。もっとも、県からの訓示を待つまでもなく、各

⁴⁵長野県『公文編冊 大正三年 第三課 産業組合（時局救済ニ関スル書類）』所収、陳情書草稿カ

⁴⁶長野県「町村長農会長会議事項訓示要項」『公文編冊 大正三年 第三課 産業組合（時局救済ニ関スル書類）』所収

地域では郡役所・村役場・農会・企業などそれぞれの組織が、この危機に対して様々な独自の訓示や対処を起し、それを県に報告している。一部では県に対して何らかの救済措置をとるように陳情が行われた。

このように地域経済が危機に陥り、それを調査によって把握した長野県庁は、8月22日以前の段階で東京に数人の吏員を派遣している。農商務省・大蔵省など中央政府および勸業銀行の重鎮に面会し、そして横浜の市況を観察し、「斥候」の結果として県に報告したのである。彼ら長野県の斥候の結論は、大蔵省をはじめとする中央政府が動くことはまだ見込めないため、勸業銀行からの大蔵省預金部低利資金は望めないというものだった。代わりにまず、農工銀行が元々今年度用として確保している低利融資枠を、県側が救済資金として確保する算段をするのが現実的であるという事になった⁴⁷。

こうした地元地域と中央双方での情報収集の結果として、8月22日付で長野県は救済資金の融資を決定し、各郡・市に融資対象に関する要望と実体の調査を指令するのである。この指令に対する各地方自治体の回答はおおよそ、9月14日までには行われた。各郡によるこれらの回答書類の中には、各地の産業組合や企業など、民間団体が直接作成した借入申込書等が含まれている。県による救済実施の決定とその広報は、郡から町村レベルの地方自治体を通して、実際に資金を必要としている企業や生産者のレベルまで情報が行き渡ったのである。

これらの要望の存在を受けて、9月8日に長野県は農甲発第一四四号「時局救済に関し農工銀行より資金融通に関する件」を県内に通達した。これにより、長野県と長野農工銀行が密接な連携を持つ形で、救済融資の実行が決定された。次に長野県は更に具体的な貸出条件の調査に乗り出している。9月10日前後に各郡役所に通達された書類は、「時局に伴ふ農家経済救済資金貸出調査に関する件」と題されている。それによれば9月16日以降、およそ一週間のスケジュールで県農商務課長または県属技師が、長野農工銀行の行員とも同行し、各郡に派遣される事になっていた。こうした担当者が直接地域に出向くにあたって、日程の通知と共に融資希望者には当日必要書類や印鑑を持参する事、といった注意が通達されたのである。それは救済融資が実行される、まさにその現場であった。

なお、この各地域での救済融資受付措置の為に、9月12日の段階で長野県から長野農工銀行に「農家経済救済資金融通調査に付農工銀行へ通知の件」という書類が送付されている。この書類には既に、長野県各地域別のおおまかな融資額の調査結果が添付されていた。この際に緊急融資を受けた対象は、企業を含む同業者団体（製糸業、寒天業など）、各地の産業組合、および篤志家個人、農工銀行の低利融資条件対象の一種である20人以上の任意団体であった。個人や20人以上の団体に関しては、その存在が村内で再融資を行うことが想定されていた。産業組合の構成員が村内の一般人であった事を考えると、この緊急融資措置によってかなりの中小企業や農家家計が、この喫緊の危機から逃れることができたものと考えられる。

そして県主導の地域経済の救済は、農工銀行の動員のみに限らない。この時期に長野県は同時に、中央政府からの救済措置を引き出すべく、県内の実体調査をまとめあげた書類

⁴⁷長野県「八月廿二日付農甲■第一三六号 農家経済救済に関する資金調査事項」『公文編冊 大正三年 第三課 産業組合（時局救済ニ関スル書類）』所収

を作成している。それは危機勃発以前の長野県蚕糸業に関する統計のような前提条件から、大蔵省預金部（郵便貯金）・勸銀・農工銀行による低利資金融資に関する法文規定などの参考書類も含まれた包括的なものだった。

そして9月22日にはついに、中央政府は大蔵省預金部による全国的な救済融資を実行する事を決定し、各県に通達を出した。製糸に限らず重要輸出品目すべてに対する救済措置として決定された融資方向を見ると、このような危機的状況の把握と、それに対する対処の一環としての中央政府への救済要請は、長野県に限った行動ではなかったと考えられる。

これを受けて長野県では、県内各地へ前回の県主導での救済融資を行った際と同様、各地域に通達を出し、吏員が出張し各郡役所などを開場として説明会を実施した。10月1日に県が作成し各郡・市へ通知した「時局救済資金借入希望申出方勧誘の件」⁴⁸上では、大蔵省預金部が「重要輸出品」の製造業に関して「破格の方法を以て」融資を実行するので、救済の趣旨に悖らないよう、「相当御勧誘の上農工銀行へ申込書」を出させるように、との指令が出され、また、貸出範囲に関する詳細情報が記載されている。

もっとも、大蔵省預金部によって「農家救済資金」として長野県に割り当てられた合計150万円分の低利資金は、既に長野県内では一通りの緊急融資が行われていた事もあり、避難措置的な効力は既に失われていたとも考えられる。とりわけ、大蔵省の方針として、「…重要輸出品救済資金の貸出費目に関し御申越の次第も有之候処、今回の救済資金は其金額に限りあり狭隘の範囲を以て貸出すべき方針に有之候に付ては養蚕家に於て要する桑園の施肥料の如き間接の費用に対しては貸出し能ざる義と被存候」⁴⁹というように、預金部による低利資金は肥料代金には使用できないようになっていた。しかし長野県内では融資調査の段階で「一般経済の恐慌は資金の調達を得ざるに至り、其の仕入に狐疑し又は全く其の仕入の着手を見合せ、中には破産に瀕する者すら尠からず、為めに農家は来年度の一般農作の収穫に資せんとする肥料の購入に一大挫折を見るの悲境を現出せんとす」と考えられており、原料代について肥料代金に関する金融が重要視されていた。しかし、預金部資金は原料代には利用できても、肥料代には使用できなかったのである。

こうした資金用途の限界から、預金部が供給する低利資金は、緊急避難的な資金とは別の性質を持つことにもなった。低利である事から、勸銀から預金部資金を借り受ける為だけに産業組合を設立しようとする動きも県内に現れ、長野県には融資先の調査を行う際にそうした動きを監視、統制する必要さえ生じた。これらの資金は、その後の融資申込やそれに関する調査結果を見るとわかるように、倉庫建設や事務所新設などの設備投資資金に回された。預金部資金は事実上、農村部や地方都市のインフラ整備の為に使用されたのである⁵⁰。

⁴⁸長野県『公文編冊 大正三年 第三課 産業組合（時局救済ニ関スル書類）』所収、農甲発第一五三号

⁴⁹長野県『公文編冊 大正三年 第三課 産業組合（時局救済ニ関スル書類）』所収「往第八五五六号」（大蔵省作成、1914年11月3日）

⁵⁰或いはその一部は県単位で割り振られた融資実績の消化に回された可能性もある。たとえば前掲した長野県小県郡和村の和産業組合は、1915年に日本勸業銀行から10000円を借り入れているが、短期で返済している。

2-2-3 小括

このように、20世紀突入後、政府の通常予算と比べても大規模なものに成長した郵便貯金による大蔵省預金部資金は、収集された際の目的同様に、人々の生活保障のために用いられることが意図され、様々な限界はあるものの、実際にある程度その機能を果たした。

1909年以降制度的に確定した資金の地方還流のシステムは、実際に各自治体や産業組合、その他各種民間公共団体に、預金部資金の二割近くを常に供給する事になった。そして、1914年の第一次大戦勃発時の経済危機に対する対応に見たように、災害や経済危機など緊急時にも預金部資金は動員された。

危機に対する迅速な対応という視点からは、預金部の対応は確かに県レベルよりも遅れ、タイムラグが生じている。しかしながら県レベルにおいて緊急の低利資金融資枠が確保できるのも、元々各県の農工銀行や中央に存在する日本勧業銀行が、大蔵省預金部資金による融資を間接的に取扱い、それを各県に割り当てているという制度的背景があつてこそ成り立つものだった。

郵便貯金の形態で集積された大衆資金は、一度は中央政府の手元でその管理下に置かれた。それはしかし政府による、一般民衆の生活安定のために用いられたのである。

3 本稿の総括と今後の課題

日本における工業化期に、大衆資金とも呼ぶべき個人零細貯蓄が重要な資金源となっていた事をふまえ、その資金がどのような意図でどのように用いられてきたのか、それがいかに地域社会と関係性を持ち、地域経済に影響を及ぼしてきたのかを明らかにする事を、本稿は目指してきた。

産業組合など地元の経済団体に集積された資金は、地元経済を活性化させ、自身の家計を安定かつ発展させようと試みた組合の構成員、すなわち地元の一般人によって、集積もされ運営もされた。それは肥料代や土地購入費など、農業や副業を含む様々な地元産業の改良と金融的安定に繋がる用いられ方をした。

中央政府がその管理権限を握る郵便貯金の場合、初期に制定された制度が本来郵便貯金の管理の為に設けられた制度ではなく、付随的な結果として大蔵省の管理下に入っていっただけに、その資金の用途は一般社会に対して不透明であった。

しかしながら郵便貯金が人々の零細貯蓄の集積体であり、主に地方から集められたものであり、そうである以上地域の人々に還元されなければならないという発想は、既に20世紀初頭当時から中央政府内でも意識されていた。

結果、1909年以降の大蔵省預金部資金は常に地方にその一定部分が還元されるようになった。また、それ以前からも預金部資金はしばしば、恐慌や災害時にはその被害対象へと救済融資として振り向けられていたのである。

1914年の第一次世界大戦勃発に伴う貿易途絶による危機の際にも、預金部資金は輸出産業を救済するために動員された。その例を長野県の例から見てきたが、預金部資金が動員される以前にも既に、主に預金部資金および地方内での小資本により支えられている各県農工銀行などの金融機関によって、危機的な緊急事態は回避される構造が成立していた事がわかる。

郵便貯金や産業組合貯金、地方銀行預金などの預金や少額の債券は、人々の零細な貯蓄の集積体であったが、様々な形態で集められたそれらの資金は、その効力と管理権限を少しずつ異にしながらも、総じて人々の日々の生活の安定と発展のために用いられたと考えられるのである。

もっとも、本稿だけでは到底この大衆資金の還元システムというべき、株式市場とも大企業金融とも異なる一つの大きな金融ルートを説明できていない。今後の課題としては今回取り上げたこれらの事例をより精査する事と、日本勧業銀行および各県農工銀行の働きについて、具体例と共に検討する事をできるかぎり目指すべきであると考えられる。本稿でもしばしば言及した、1909年を制度的画期として開始された、大蔵省預金部資金の地域資金還元制度についても、より具体的な分析が必要である。

何にせよ日本経済の成長は、こうした少額の資本が、有用に、それも上層部ではなく一般人民のために用いられる事によって、長らく支えられてきたと言えるのである。

補論 大蔵省預金部成立の背景

中央政府の中で郵便貯金の資金運用を取り扱ったのは大蔵省だった。しかし制度設立当初の段階からそうであったわけではない。元来、郵便貯金は逓信局内の独自財源として、大蔵省が左右する通常の政府全体の予算運営とは別個の経営が行われていた。大隈重信に取り立てられ郵便関係の政府事業を構築した前島密の熱心な尽力によって設立された郵便貯金業務は、中央政府と一括して呼ぶ事のできない分権的な財源として発足したのである。

しかしながらこうした政府内での財源の分散は、1885年の「預金預り規則」制定によって、郵便貯金だけでなく他の省庁が保有していた他の独自財源諸共、大蔵省による一括管理下に置かれることになる。そして政府内の財政制度を整える為に実行されたと考えられる同規則の制定によって、大蔵省はこの後巨額の資金源となる、郵便貯金を自由に運用する権限を得た。大蔵省預金部の具体的機能を検討する前に以下ではまず、郵便貯金が巨額になる以前に実施された、1885年の大蔵省へのこの権限集中に関して、詳細を確認していくこととしたい。

後々まで重要な効力を持つ事になる「預金規則」は1885年5月30日に制定された。現存する書類を元に、制定に至るそれまでの政府内各部局の動きを時系列で検証していく。主な分析対象は『公文類聚』第九編・第二十一卷（明治十八年）⁵¹所収の「預金規則ヲ制定シ及ヒ各官庁ノ積立金ハ大蔵省預金局ヘ預ケ入シム」、「貯金事務大蔵省直接取扱ノ分モ農商務省ニ於テ協議処分セント請フ聴サス」の書類および『公文録』明治十八年五月（第五十卷、大蔵省第一）⁵²所収の「貯金取扱ノ件」の公文書である。

公文書中から判明する始点は、1884年12月19日であった。この日、まず太政官第一局⁵³が、郵便条例を改正して逓信局貯金を大蔵省・農商務省の共管にする事を上申している。これを受けて翌年1月13日、逓信局貯金、すなわち後の郵便貯金は、それ以前の農商務省による単独管理から、大蔵省・農商務省による共同管理に変更された。また、太政官からの要請として、大蔵省はこれ以降、郵便貯金とも異なる大蔵省が直接取り扱う貯金という新規制度について具体案を検討していく事となる。直接的にはこの大蔵省直接取扱いの貯金業務という考えこそが、大蔵省による郵便貯金運用一括管理に繋がっていく事となる。

もっとも、大蔵省単体で貯金業務を実施するという考えは、それ以前から存在する郵便貯金業務と抵触しうるものだった。その為1885年1月28日には、農商務省が逓信局貯金を圧迫する可能性を指摘し、大蔵省が新規に開設する予定の同制度についても逓信貯金同様、共同管理を主張している。しかしこれは大蔵省から拒否され、太政官によってもその拒絶が承認された。その時の否定理由は以下のようなものである。

農商務省上申貯金取扱ノ件…

農商務省上申ノ要領ハ逓信局貯金ハ同省ト当省トノ共管ニ属セラレシヲ以テ其事務ハ両省協議処分スト雖モ当省直接ニ取扱フ預金ハ同省関議ノ限ニ無之ニ付自然其方法ニ

⁵¹ 国立公文書館所蔵、マイクロフィルム本館-2A-011-00・類 00246100、件名番号 14・15

⁵² 国立公文書館所蔵、マイクロフィルム本館-2A-010-00・公 03945100、件名番号 10

⁵³ 「…明治十四年十月二十五日に設置され…太政官内の「公文査理」（文書受付・内容審査・送達）を担当する部局…第一局が「外務、財務、農商務、工務ニ関スル公文ヲ査理ス」、第二局が「内務、教育、軍事、司法ニ関スル公文ヲ査理ス」…」中野目徹『近代史科学の射程』2000年、58頁

差違ヲ生シ為メニ衆庶ノ疑惑ヲ招キ信用ヲ亡失スルニ至ルノ惧アリト又同省ニ於テ学校貯金法職工貯金法及ヒ貯金切手発行等将来創設スルノ計画アルヲ以テ当省直接ニ取扱フ預金ノ方法ニシテ同省ニ関議セス直ニ之ヲ処行スルトキハ或ハ其創設セント欲スル所見ニ背馳シ貯金拡張ノ順序ヲ誤ルノ懸念モ有之依テ当省直接ニ取扱フ預金ニシテ其方法取調候節ハ同省協議処行センコトヲ要スルニアリ因テ熟攷候処本来財政一切ニ関スル事務ハ大藏省ノ專管ニ属スヘキハ今更贅議ヲ要セス而シテ郵便貯金ノ如キ其損益ノ歸スル所其責任ノ在ル処ヲ釋ヌレハ固ヨリ国庫ニ外ナラス故ニ之レヲ保管シ之ヲ運轉利殖スル等一切ノ事務ハ他ノ国庫ニ関スル事務ト一般財政中ノ一部ニ過キスシテ当省之ヲ專管スルハ当然ノ義ニ有之是迄農商務省ニ專掌セシ郵便貯金ノ事務ヲ当度新ニ当省トノ共管ニ附セラレ候モ右ノ御趣意ニ可有之尤貯金ノ事務ヲシテ郵便貯金ニ附帯処行セシメラルルモノハ蓋シ事ノ便宜ニ據ルモノニシテ固ヨリ郵便貯金等ニ固有スヘキ職務ニハアラサルヘシ且其貯金法ハ細民ヲ救済慈惠スルノ一方ニアルモノニシテ一般ノ預金ヲ保護スルノ主意ニハ無之其貯金ハ節用勤儉僅カニ剩ス所ノ少額ニ止ルモノナレハ官庁社寺教会々社其他共有ニ係ル積立金ノ如ク多額ナルモノト同視スヘカラサルハ勿論其性質モ相同シカラサレハ随テ同一ノ法令規則ヲ以テ処理スヘカラサルハ理勢ノ已ムヘカラサルモノニシテ其方法ニ多少ノ殊別ヲ生スルモ之ヲシテ人民ノ疑惑ヲ招キ信用ヲ亡失スルノ惧ハ万々不可有之又同省ニ於テ将来創設セント欲スル学校貯金法職工貯金法及貯金切手発行ノ件ニ於テハ郵便貯金ノ事務同省ニ於テ之ヲ專管セシ昔日ニアリテハ其計画モ之レ有ルヘケレドモ既ニ同局貯金事務ハ当省トノ共管ニ付セラレ且官庁其他ノ積立金ハ今般当省ノ管理ニ歸セラレ候上ハ漸次一般ノ預金方法設置スヘキ事ニテ学校貯金職工貯金等之如キモ其名称ニ論ナク挙テ之ヲ一般財政ニ関スル事務ト同シク当省ノ專管ト為ササレハ財政ノ枢機ヲ失ヒ預金全体上ノ整理難致就中貯金切手発行ノ件ニ於テハ最モ財政ノ要務ニ係ルヲ以テ当省之ヲ專理スヘキハ至当ノ事ニ有之然ルニ是等ノ件ヲ農商務省ニ於テ計画ヲス如キハ妥当ヲ得サル義ト存候前頭ノ次第ナルヲ以テ郵便貯金ニ関スル事務ノ外当省ニ於テ專理スル積立金ノ方法及将来設置スヘキ預金ノ方法ニ至リテハ同省ヘ協議スヘキ限りニ無之ト存候尤郵便貯金事務既ニ両省ノ共管ニ附セラレ候上ハ当省專管ニ係ル預金ノ方法ト雖モ支吾背戻ノ旨趣ヲ以テ之ヲ設置スヘキ筈ハ無之候

右大藏卿へ経伺ノ上及御回答候也 十八年二月二十六日⁵⁴

ここからわかるように、大藏省からしてみればまず政府内に財源が複数存在している状況が打破されなければならなかった。つまり貯金業務全般が、そもそも本来であれば郵便貯金ではなく、大藏省が管轄すべき業務であると認識していたが、しかし実際の事務上は大藏省が全国各地で貯金業務を行う事はそれまで不可能であったため、郵便貯金にその事務を委託しても構わない、というスタンスを取っていた。そして新たに開始されるべき大藏省直接取扱の貯金業務は、郵便貯金のように個人ではなく団体単位を想定していた。

このような大藏省の認識の下、1885年2月26日には大藏省から太政官へ受乾第200号「預金之義ニ付上申」、すなわち「預金規則」案が上申される。この規則案は太政官・参事

⁵⁴ 「貯金事務大藏省直接取扱ノ分モ農商務省ニ於テ協議処分セント請フ聴サス」『公文類聚』第九編・第二十一卷（明治十八年）

院・元老院での修正と裁可を受けて、大蔵省による政府内財源の一括管理という点からはおおよその内容には変更を受けず、1885年5月30日には第十三号布告「預金規則」として制定される事になる⁵⁵。

もっともこの流れだけを見ていると、始点の段階でなぜ駅通局貯金、すなわち郵便貯金を大蔵省・農商務省共管にするという話が太政官から出てきたのかが不明である。そこを追うと、1884年12月19日「参事院秘第45号」(太政官第一局作成)によれば「貯金規則制定ノ義ニ付テハ曩ニ大蔵省上申ノ趣モ有之候処尚農商務省意見モ有之未タ御裁可ノ運ヒニ至ラス…」⁵⁵とあり、大蔵省からの駅通貯金共同管理化と大蔵省直営預金業務の実施という要請が、元々存在していたことがわかる。

大元となる大蔵省の上申は1884年5月26日に太政官に建議されている⁵⁶。

大蔵省中貯金局設置並貯金規則御制定ノ儀上申

我国近来貯蓄銀行ヲ設立スル者日ニ月ニ増加シ一般ノ便益ヲ与フル蓋シ尠カラス然ルニ其資本営業ノ如何ニ至テハ其実ヲ知ルニ由ナク随テ管理上不都合ノ廉鮮カラサルヲ以テ先般管理ノ方法ヲ立テ條令発行ノ儀上申ニ及ヒシト雖モ到底之ヲ政府ニ収攬シ損益共ニ国庫ノ負担スル所トナシ信用ト確實トヲ以テ事業ノ主眼トスルニ非サレハ慈惠救助ノ主意ニ於テ猶ホ遺憾ナキコト能ハス依テ其組織方法ヲ博ク各国ニ案スルニ貯蓄銀行ノ最モ整頓完備セルモノハ蓋シ白耳義国ニ在リトス然レトモ今一朝ニシテ其制ニ倣フ能ハサルヲ以テ先ツ宜ク大蔵省中ニ貯金局ヲ置キ全国要衝ノ都市遍ク貯金預所ヲ布置スヘシ而シテ遠村僻邑ノ若キハ現今駅通局貯金ノ事業相並行シテ益々拡張スルヲ得ハ所謂慈惠救助ノ主意ニ於テ始メテ遺憾ナキヲ得ヘシ且夫陸海軍省其他官衙ノ規定ニ依リ其部員ニ積金ヲ命シ又官立工場等に於テ職工ノ工錢ヲ積立ツル者或ハ官衙ニ於テ社寺其他ノ諸公金ヲ預リ之カ利殖ヲ計ル者ノ如キ既ニ之カ保管ヲ為スト雖モ未タ之ヲ規定スルノ法律完備セサルヲ以テ万一不慮ノ事故ニ遭遇シ亡失ヲ来スコトアルモ固ト政府ノ公認セル保管金ニ非サレハ蓋シ其弁償ノ責ヲ国庫ニ負担セシムルコト能ハス是レ一面既ニ保管ヲ為スト雖モ一面未タ其亡失ノ氣帰任ヲ明ニセサルモノニシテ其不都合固ヨリ尠カラス況ヤ亡失ノ際竟ニ之ヲ弁償セサルニ於テハ又政府ノ威信ヲ墜スル恐ナキコト能ハス然レトモ若シ国庫ニ負担シテ之ヲ弁償スル者トスレハ必ス一般ノ法律ヲ以テ其責任ノ帰スル所ヲ明ニセサル可カラス依テ貯金局設置ノ上ハ是等ノ事務ヲ管掌セシメ官ノ責任ヲ明ニシ此法規ニ従ヒタル預ケ金ハ損益共ニ国庫ノ負担ニ帰スル者トセハ保管ノ道始メテ立ち亡失ノ責始メテ帰スル所アルヘシ依テ本議至急御裁定相成度貯金規則御布告案相添ヘ此段相伺候也

追テ貯金局事務取扱等御参考ノ為メ貯金局貯金預規則告示案相添上呈候也

明治十七年五月二十六日 大蔵卿 松方正義

このように、大蔵省が重視していたのは政府内での財政管理の統一であり、国庫機能の強化であった。郵便貯金の管理権限の委譲は、その意図からすれば一部の出来事に過ぎなかった事がわかる。

⁵⁵ 史料 20、「貯金取扱事務大蔵農商務両省共管ノ件」『公文録』第一巻、明治十八年一月～二月、太政官内閣書記官局～修史館

⁵⁶ 『明治財政史』第十巻(1903) 45頁

もつとも、「預金規則」によって道が開かれた大蔵省による直接の貯金取扱業務は、さして成長する事はなかった。民間団体にせよ各種省庁の預り金にせよ、大蔵省預かりが可能とされた種々の貯金は、郵便貯金を除いてそのほとんどが立ち消えとなっていく。「預金規則」交付によって設立された大蔵省内の部局である預金局も、1893年には行政整理のため廃止された。

しかしそれでは「預金規則」の影響力が小さなものだったのかと言えば、そうではない。この法律こそが1925年3月30日法律第二十五号「預金部預金法」制定まで、大蔵省が郵便貯金を管理・運用する根拠法となった。そして「預金部預金法」もまた、大蔵省が郵便貯金を管理するという従来の制度を、むしろ確固としたものにするために制定されたものだったと言える。そして大蔵省による郵便貯金への働きかけは、郵便貯金側から見ればその運用や利子率といった経営部分について、大きな意味合いを持っていた⁵⁷。

既に1884年11月22日の農商務省上申「坤駅第126号」で、「駅逓局管理貯金費額別途請求ノ義ニ付伺」ⁱⁱⁱとして、1884年7月から市中金利の低下を受け大蔵省からの預金金利引き下げの提案がなされた事が指摘されている。駅逓局はこの提案を承諾し、且つ従来の第一国立銀行・大蔵省国債局併用の預金運用を止めた。この上申の要望は、これらの措置によって駅逓局は従来得てきた独自の利子収入を喪失するが、それでは駅逓局の経営費用が足りなくなるので、来年度からはその分駅逓局の経費として予算を追加して欲しいという内容であった。大蔵省によってその運用権限を掌握される事で、郵便貯金の経営資金は中央政府財政に完全に組み込まれ、その利子率についても国債等とより直接的に比較され、決定されるようになるのである。

郵便貯金が預金部資金として、中央政府の政策意図の下一括して扱われ、巨額の資金源として様々な分野に供給されていくには、1885年の大蔵省によるこの制度整備が不可欠の前提条件として存在していたのである。

永続社「永続社申合規則」(長野県『公文編冊 諸会社定款』(1889)所収)

(原文のカタカナ部分は平仮名にし、適宜濁点を補った。また一部の旧字体は常用漢字に変換した。句読点も適宜追加した。)

永続社申合規則

第一条

当永続社は文化十年に其結を開き、明治十五年に於て結社の功を竣へり。蓋当時の目的たる同盟人中、万一家勢の衰運に際する事あるも、該家名をして終に断絶に至らしめざらん事を勉むるにあり。故に同盟人は其積金の利息を受取する事を得ると雖も、其元金を請戻

⁵⁷大蔵省理財局資金課『大蔵省預金部史—草創時代ヨリ昭和十六年ニ至ルー』(初版1941年謄写版、1964年再版)

し或は他人に譲る事を得ざりしなり。今や時勢の解明に随ひ之を顧れば、其主意の甚だ偏少にして且行ふ能はざる。宜しく之を公正にし、普く家計の補佐を計り、滋に起業の目的を鞏固ならしめざる可らず。

第二条

当永続社は金二十円を以て一株とし、千二百七十五株、則ち金二万五千五百円を資本とし、普通の貸金を以て営業とするものなり。

……（以下省略）

ii 「預金規則」（1885年5月30日制定、布告第十三号）

第十三号

預金規則左ノ通制定ス

預金規則

第一條 大藏省中ニ預金局ヲ置キ左ノ貯金積立金ヲ預リ之ヲ保管利殖セシム

第一 駅通局貯金

第二 各官庁ノ成規ニ従ヒタル積立金

第三 社寺教会々社其他人民ノ共有ニ係ル積立金ニシテ其請願ニ據ルモノ

第二條 預リ金取扱手續ハ大藏卿之ヲ定ム

第三條 預リ金ノ利子割合ハ大藏卿之ヲ定ム

第四條 預リ金ニ関スル損益ハ国庫ノ負担トス

第五條 預リ金ノ証書ハ売買譲与又ハ書入質入スルヲ得ス

第六條 預リ金ノ運用ハ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルモノトス

第七條 大藏卿ハ便宜ノ地ヲ撰ミ預金局出張所ヲ設置シ又ハ国庫金取扱所ヲシテ預リ金受渡ヲ取扱ハシムルコトアルヘシ

第八條 預リ金ノ受渡ニ属スル証書ハ証券印税ヲ納ムルニ及ハス

右奉 勅旨布告候事

明治十八年五月三十日 太政大臣公爵三條実美

大藏卿伯爵松方正義

iii 明治 17 年 11 月 22 日の農商務省上申「坤駅第 126 号」「駅通局管理貯金費額別途請求ノ義ニ付伺」（第一局 447 号、12 月 10 日受付）

当省駅通局管理貯金預リ高ノ義ハ従来国債局及ヒ第一国立銀行ノ両所ニ預託シ国債局ヨリハ年額九分第一銀行ヨリハ九分三厘ノ割合ヲ以テ其利子ヲ駅通局へ受領シ人民ニハ渾テ七分二厘ノ利子ヲ払渡シ其差額ヲ貯金純益トナシ同局郵便税中へ収入ニ相立該業務ニ係ル一切ノ費途ハ同局経費定額内ヨリ支弁致シ来候処先般国債局ヨリ世上一般ノ利子低落シ運転上支障不尠ニ付年利七分二厘ニ引下ケ度旨照会有之候得共斯ク相成候テハ實際人民へ支払フヘキ利子ノミヲ受領スル訳ニテ貯金ノ経済ニ於テハ自然収支相償フ能ハサル義ニ付反復往答ノ末特ニ大藏卿ヨリ商議ノ次第有之其節開申仕候通本年七月以降第一国立銀行へ預ケ方ハ相廢シ専ラ国債局ノミへ預ケ入其利子ノ義モ駅通局ニ於テ人民へ支払フヘキ金額ヲ国債局ヨリ受取候事ニ相改メ尋テ又大藏卿ヨリノ通議ニ同意シ更ニ預リ

金額ニ応シ利子制限ヲ定メ千円以上ハ本年七月以降四分八厘ニ千円マテハ十八年一月以降六分ニ引下ケ候処右利子ノ低減ニモ不拘貯金預リ高漸次増殖ヲ来シ候ニ付之ヲ以テ将来ヲ推スニ十八年度ヘノ現越高六百万円ニシテ該年度間ノ純預リ高少クトモ二百二十万円以上ニ相成ヘク随テ之ニ要スル費額モ僅少ニ無之加之貯金保護上爾後一層改良ヲ加ヘ度見込ニ有之今仮ニ右預リ高六百万円ト二百二十万円トニ対シ当初国債局ヨリ照会ノ利子額七分二厘ヲ駅逋局ヘ受領シ人民ヘハ改定ノ額ヲ支払フモノトスルトキハ其差額即貯金純益九万二千二百円ト相成候就テハ是等益金ハ爾後国債局ニ於テ運轉利用上ヨリ可相生義ニ付国庫収入ニ於テハ固ヨリ同一ノ義ニ候得共駅逋局ニ於テハ同年度御郵便税中該九万二千二百円ヲ削減シタル訳ニ有之然ルニ同局経費定額ハ郵便税収入額ノ比準ニヨリ決定相成候義ハ從來ノ慣例ニ有之果シテ十八年度以降モ同様ノ義ニ候得ハ貯金費額ニ於テハ従前経費ノ外尚ホ幾分ノ増額ヲ要シ郵便税ニ於テハ却テ前陳ノ額ヲ減シ候次第ニテ結局該事業ニ係ル費額ハ経費定額内ヲ以テ支弁可仕ノ同途無之ニ付貯金費トシテ別途御下付相成候様仕度尤モ同局貯金業務ノ義ハ概ネ郵便業務ニ連帯処理スル義ニ付其費額ノ如キモ間接ニ郵便費ヨリ補充スルモノノ許多有之候処右等ハ爾後共同局経費定額内ヲ以テ支弁可仕候得共其直接ニ係ル費額ハ十八年度以降破格ノ御詮議テ以テ毎年別途ニ御下付相成候様仕度別紙十八年度該費仕訳書相添此段稟請候也

明治十七年十一月廿二日 農商務卿松方正義

太政大臣三條実美殿